

## 還付金詐欺が急増！

今年に入り、市内では高齢者などがお金をだまし取られる「還付金詐欺」などの被害が急増しています。還付金詐欺5件、架空請求詐欺1件、オレオレ詐欺1件合計7件発生しています。(平成29年2月8日現在)

犯人は電話で市役所職員などを名乗り、「医療費の還付金があるので、ATMで手続きをしてください」などと言って無人ATMやコンビニなどに誘導します。ATMで還付金が戻るとは絶対にありません。

このような電話があったら、すぐに警察へ通報してください。

問合せ 市民協働課

**要注意!!**

# ATMで医療費等の お金は戻ってきません。



「こちらの言うとおりに入力すれば、お金が戻ってきます。」は詐欺！

## マイナンバーカード（個人番号カード）の休日交付

問合せ 市民課



マイナンバー

マイナンバーカード（個人番号カード）の交付について、臨時で市民課窓口の休日開庁を行います。混み合うことがありますので、時間に余裕をもってお越しください。カードの受取は本人のみとなっています。また、暗証番号の設定（4回）が必要となりますので、事前に暗証番号を決めてご来庁ください。（返戻された通知カードの交付も行います。事情により平日・休日の市役所開庁時間に来られない時は、市民課までご相談ください。）

※15歳未満でも必ず本人が来庁してください。15歳未満または成年被後見人の人は、その法定代理人も同行してください。

日時・場所 3月20日(祝) 午前9時～正午・市役所1階 市民課

持参する書類 ①市役所からの交付通知一式 ②通知カード

③住民基本台帳カード（持っている人のみ） ④本人確認書類（\*）

### 【返戻された通知カードの受取について】

マイナンバーの通知カードは、平成27年10月5日現在の住民登録地に簡易書留で世帯分をまとめて郵送しましたが、郵便物の転送手続きをしていた人、不在により受け取れなかった人で郵便物の保管期間が経過した場合などは、市民課に返戻されています。通知カードは下記の書類を持参し市民課の窓口で受け取れます。

#### 持参する書類

- 本人が受け取る場合…本人の本人確認書類の原本（\*）
- 代理人が受け取る場合…下記の①～②（任意代理人の場合は①～③）のすべて
- ①本人の本人確認書類の原本（\*） ②代理人の本人確認書類の原本（\*）
- ③本人から通知カードを受け取る権限を委任することが明記されている委任状

### 代理人による受取

本人が病気、身体の障害などのやむを得ない理由により、市役所に来ることが困難な場合に限り、代理人にカードの受取を委任できます。その場合、診断書・本人の障害者手帳・本人が施設などに入所している事実を証する書類を持参ください。（仕事・学業が多忙なため本人が来庁できないなどの理由は、やむを得ない理由には該当しません。）

（\*）本人確認書類…運転免許証、パスポート、在留カードなど顔写真付き公的証明書のうち1点。持っていない人は、健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証などのうち2点